

中間前金払制度の導入について

和泉市役所 契約検査室

1. 制度概要

公共工事受注者の資金調達の円滑化を図るため、建設工事において、当初の前払金（請負額の40%以内）を支払った後、施工の中間時期に一定の要件を満たしている場合、請負額の20%以内を追加して支払うことができる制度です。

書類審査による認定のみでよいため、工事現場での出来形検査が必要な部分払いに比べ、受注者にとって事務負担が少なく、支払いが早く受けられるという利点があります。

2. 対象となる工事

令和6年4月1日以降に契約した請負代金額（税込）が300万円以上の建設工事

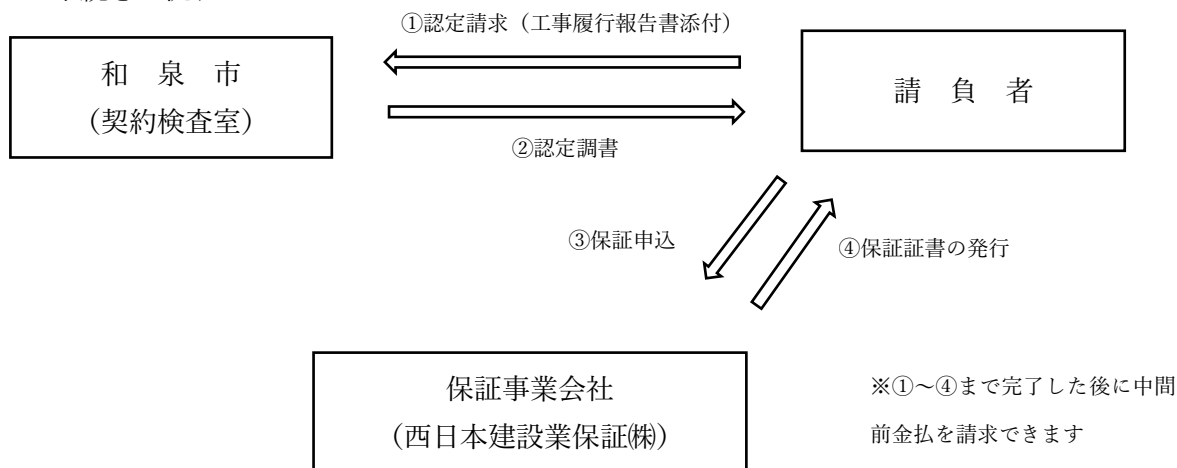
※業務委託は対象外

3. 支払いの条件

中間前払金の支払いを受けるためには、前払金の支払いを受けており、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 工期の2分の1を経過している。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている。
- ③ 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4. 手続きの流れ



【問い合わせ】

和泉市役所契約検査室工事契約グループ

TEL: 0725-99-8111

MAIL: keiyaku@city.osaka-izumi.lg.jp